

ドイツ連邦政府の事務手続——連邦省共通事務規則——

古賀 豪

はじめに

ここに訳出したのは、ドイツ連邦共和国の連邦省の文書取扱、組織、行政府内部の協働、行政府外の機関との協働、政府提出法律案等の立案手続等に関し規律する共通の事務規則である。この連邦省共通事務規則（以下、「GGO」と略称する。）は、ドイツ共和国の共和国省共通事務規則通則（1926年9月2日制定）および同各則（1924年4月1日制定）に遡る。これらは、戦後の新体制移行後におけるドイツ連邦共和国の連邦省共通事務規則通則（GGO I：文書取扱、組織、行政府内の協働等を規定）、同各則（GGO II：行政府外との協働と立法手続等を規定）として引き継がれ、順次一部改正が加えられていった。ドイツ連邦共和国政府の事務手続は、この共通事務規則と、連邦首相、連邦大臣、閣議等について定めた「連邦政府事務規則」とで規律されているとすることができる。

2000年の全面改定の経緯

このように古い歴史を持つGGOであるが、2000年8月に、現在ドイツで進行中の国家改革の一環として全面改定が行われ、従来二部立てであったものが統合されるに至った。

ここにその国家改革の詳細を述べることはできないが、1999年12月1日に閣議決定された『国家の現代化——現代行政』では、まず、改革原則として、①新しい責任の確立、②市民志向の推進、③国家の多様性、④効率的な行政、の4つが挙げられ、さらに、これらの原則に従って、①法律の実効性と受容の向上、②パートナーとしての連邦、③高業績、低コストかつ

透明な行政、④職員の動機づけ、の4つの改革領域別に15のプロジェクトが掲げられている。

このGGOの全面改定は、改革領域②の「パートナーとしての連邦」に属しており、新GGOの概要を説明する文書にも、「州及び地方自治体の関与の改善のための自己拘束のプロジェクト最終報告書」という副題が付けられている。^(注)しかしながら、後述するように、改定に当たっては、上記4つの原則と改革領域のすべてが考慮されているとすることができる。

旧GGOの主な問題点としては、①行政府内でのコンピュータ等の新情報処理技術に対応しきれなくなったこと、②立法手続の規定が不十分となったことの2点が、かねてより指摘されていた。①の点については、その後「電子的通信システムの利用のための勧告（GGO-IT）」が別途定められ、②の点については、「青色審査要領」と称される法律案審査の際のチェックリストがGGO IIの付録として定められたが、いずれの点についても十分に不備を補うことができなかつたとされる。

1998年には、GGOの全面改正が政府により決定され、連邦内務省の下に作業グループが設置され、連邦財務省、連邦法務省、連邦経済技術省、連邦交通建設住宅省がこれに協力することとなった。当初、作業グループはGGO Iのみを改正する予定であったが、1998年12月に、GGO IとIIを統合することが決定された。草案作成の後は、協議対象が全連邦省に拡大され、1999年秋に最終案が作成された。その後の微調整を経て、2000年7月26日に新GGOが閣議決定された。

新 GGO への変更点

新 GGO の特徴としては、次の事項が挙げられる。

○ 規定の簡素化

新 GGO では、100を超える規定が廃止され、21の付録が11に減少した。廃止された規定のうち主なものは、①わざわざ規定を置かなくても自明であるもの（事務手続上の注記や訂正の際の短縮形等）、②各連邦省が独自に定めたほうがよいもの（服務規則、会計規則、参観者の応対等）、③時代にそぐわないもの（報告の仕方、席次の決め方、協議の仕方等）に分けられる。また、残置することになった規定も、詳細にわたるものは付録とし、GGO 全体の見通しをよくした。

旧 GGO II の領域では、法形式上の細かい規定を最低限に抑え、連邦法務省により編集された『法形式ハンドブック』を参照するに留めた（第42条第4項）。さらに、誤植等の処理について、法規の種別ごとに同種の規定が置かれていたのが、1つにまとめられた（第61条）。

○ 組織の現代化

従来の GGO では、各連邦省内に組織課、会計課、広報課等の設置を義務づけていたが、新 GGO では、基本法第65条により組織上の自律権を有する各連邦省が必要に応じ柔軟に組織を編制すべきであるという立場に立っている（第3条、第4条及び第7条）。また、連邦省の管理の範囲をその中核的任務に限定し、経営的管理手法が導入されることとなった（第4条）。

プロジェクトグループやフラットな組織階層も設けられることとなった（第10条第2項）。また、部の設置は例外とされ（第8条）、局長が案件の重要性に応じて局内職員を柔軟に配属できることとなった（第7条第3項）。

○ 職員の自己責任原則の強化

従来、職員と上司との関係は、専ら、事務手続の遵守義務という形で規定されるという特徴があり、事務手続に関する多くの技術的規定が置かれていたにもかかわらず、協働に関する規定はなかった。新 GGO では、チームのような組織形態が設置できることとなり、職場における対立を緩和する措置についても規定が設けられた（第11条）。

また、職員が作成した文書について、従来は上司のみが署名することができたが、新 GGO では、原則として職員自らが署名し、特に重要な場合にのみ上司が署名することとなった（第17条）。

○ IT の導入

旧 GGO には電子媒体に関する規定がなく、「電子的通信システムの利用のための勧告」が別途定められていたが、新 GGO では、電子的情報・通信システムについての規定が置かれ（第5条）、事務手続において可能な限り電子的方法を用いなければならないことが定められた（第12条）。従来、電子媒体による照会の取扱いについて不明確であったのが、新 GGO では受信郵便物に電子媒体が加えられたことにより（第13条）、今後は紙媒体と同様に迅速に処理しなければならないことと同時に、Eメールによるものに対してはEメールで回答してよいこと等が明記された。

また、情報技術の現代化に対応するため、省を横断する委員会が設置された（第20条）。

○ 官庁間の協働の向上

従来、連邦省と他の連邦省の下にある官庁、また連邦省と所管事項が異なる州の官庁との協働については、当該案件を所管する連邦省を通じて協働するものとされ、このことが過度に官僚的な取扱いを招く原因となっていた。新 GGO では、特に重要な案件や安全保障上の案

件を除き、これらが直接協働し、連絡することができることが明記された（第26条）。

○ 州及び地方自治体の関与の強化

連邦、州及び地方自治体の連携の強化は、連邦政府の重大な関心事であり、国家改革の主要なテーマであった。具体的には、立法手続においては、州と地方自治体の利害に係る事案については、必ずこれらの意見を求めなければならないこと（第41条）、その後作成した法律案も可及的速やかにこれらに送付すべきことが明記された（第47条第1項）。また、当該法律案によって予見される費用について、法律案中に連邦、州、地方自治体の別に明記することとなった（第44条第3項）

○ 法律案の質の向上

「国家の現代化——現代的行政」のプログラムでは、4つの改革領域の1つとして「法律の実効性と受容の向上」が掲げられているが、これは、「法律の数を減らし、質を向上する」ということを目的とする。

まず、新GGOでは、立法過程に関する規定の順序が現実の立法過程の順序と一致させられ、いわゆる「青色審査要領」が廃止された。この「青色審査要領」は、かつて州やOECDで用いられたものの、現在ではいかなる役割も果たしておらず、また、これを改定して簡便に利用できるようにする試みは頓挫してしまっていた。しかしながら、法律案作成の段階で、当該法律案に盛り込まれた規制を行う必要性や他の解決法の有無について精査する必要があることから、改めて新GGOでこれを定め、今後は提案理由において審査結果を明記することとなった（第43条）。

その他、法律案に関連して私人の自主規制の可能性の有無等を比較検討する際の審査用質問表（付録第7）、財政等への影響に関する法律

の効果の評価（第44条）、時限立法の可能性の検討等が新GGOに定められた。

○ 男女平等原則の明記

旧GGOでは、統一的な男女平等に関する規定は置かれていなかったが、新GGOでは、「ジェンダーの主流化」の概念が採用され、第2条において、すべての政策的、規範形成的、管理的措置において平等原則が求められるべきことが明記された。また、ドイツ語では職名に男性形と女性形が存在するが、法律案の起草に当たっては、Bundesminister / Bundesministerinのように、すべての役職について男性形と女性形とを併記することとされた（第42条第5項）。

○ 連邦政府受託者の調整過程への参加

長年の懸案であった、連邦政府受託者の決定過程への参加が新GGOに明記された。連邦政府受託者は、その関連する主題案件についての立法過程及び調整過程において意見を求められることとなった（第21条、第45条第2項）。

○ 透明性の向上

政府の活動の国民に対する透明性を向上させる一環として、連邦省の組織構成を公開しなければならないことが定められた（第7条第4項）。また、議会に提出した法律案及び制定した法規命令等は、可及的速やかにインターネット上に公開し、国民がアクセスできるようにすることも定められた（第48条第3項）。

おわりに

以上、GGOと2000年の全面改定の内容について簡単に紹介した。こうした行政各省に共通する事務手続を規律する規範としては、他にフランスの「官報に掲載される法文の作成、署名及び公布の規則並びに首相所管の特別手続の実

施に関する1997年1月30日の通達」が挙げられるが、周知のように、わが国においてはこれに相当する規範はない。こうした省を超えた規範を実際に制定するとなると、例えば、複雑な政府提出法律案の立案過程についてどこまで詳細に記述すべきか等、様々な問題はあろうが、政策立案過程の透明化や行政改革一般の観点から検討に値するのではなかろうか。

末尾ながら、ドイツ連邦共和国新聞情報庁アジア・イスラエル・トルコ課のベルンハルト・ドレスバッハ（Bernhard Dresbach）氏には、貴重な内部資料と助言をいただいた。ここに記して感謝を申し上げる次第である。なお、訳文の責任は訳者にあることは言うまでもない。

(注)

- Novellierung der Gemeinsamen Geschäftsordnung der Bundesministerien (GGO) ; Abschlussbericht zum Projekt Selbstverpflichtung zur besseren Beteiligung der Länder und Kommunen (<http://www.staat-modern.de/projekte/beschreib/Daten/GGOAbschluss.pdf>)

(参考文献)

- Hans Lechner / Klaus Hulschoff, Parlament und Regierung ; Textsammlung des Verfassungs-, Verfahrens- und Geschäftsordnungsrechts der obersten Bundesorgane, 2 Auflage, München und Berlin, 1958.
- 石井五郎「西ドイツの連邦政府事務規則（翻訳）」『レファレンス』第113号（1960.6）
- 新正幸『憲法と立法過程』（1988年）
- 白藤博行「資料 ドイツ連邦共和国における連邦法令の改善のための諸措置」『専修法学論集』第59号（1993.9）
- 米丸恒治「ドイツ 「社会的法治国」ドイツの国家改革論」『法律時報』第70巻第3号（1998.3）
- 岡村美保子・古賀豪（訳）「官報に掲載される法文の作成、署名及び公布の規則並びに首相所管の特別手続の実施に関する1997年1月30日の通達」『外国の立法』第210号（2001.10）

（こが つよし・政治議会課）

連邦省共通事務規則

Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien (2000年8月30日付共通省公報525頁)

古賀 豪訳

第1章 総則

第1条 適用範囲

- (1) 共通事務規則は、連邦省に対して適用する。
- (2) 共通事務規則は、連邦省の組織、連邦省間の協働及び憲法上の諸機関との協働の原則並びに外部との職務上の交流の原則を定める。共通事務規則は、立法に当たっての協力を定める。

第2条 女性と男性の平等

女性と男性の平等は、一貫した指導原理であり、連邦省の領域におけるそのすべての政策的、規範形成的及び管理的措置に当たって、促進されるべきものとする（ジェンダーの主流化）。

第2章 組織原則

第3条 省の任務

- (1) 連邦省は、政府の機能の遂行又はその補助に資することを任務とする。主な任務としては、特に、政策分野に係る戦略の作成及び調整、政策上の目標、重点事項及び計画の実現、国際的協働、立法手続への関与並びに所管領域に対する管理及び監視機能の遂行が挙げられる。省の主要な任務の方向づけは、恒常的な任務の見直しによって確保しなければならない。
- (2) 連邦省は、特に政治的重要性を有する案

件に該当する場合又は連邦省以外による取扱いが適切でない場合に限り、執行責任を負う。

- (3) 連邦省は、連邦政府の役割遂行能力が確保され、かつ、外部に対して統一的な印象を与えるようにすることを任務としなければならない。
- (4) 省内部のサービス領域から生じる任務のような同種の任務は、目的に合致し、かつ、効率的である限りにおいて、一連邦省が中心となって遂行するものとする。

第4条 連邦省の組織に関する原則

- (1) 連邦省は、社会的、政治的及び経済的な大きな枠組みの変化に柔軟に適合することができるように、その組織を編制する。
- (2) 組織上の規制は、自律し、自己責任に基づき、かつ、費用及び質を意識した任務の遂行を補助し、併せて職員の意欲及び職務上の充足感の向上に資するものとする。
- (3) 連邦省は、実際の専門的な必要性に即した組織・人事展開を行う。
- (4) 組織階層が少ない場合には、適切な大きさの組織単位を形成しなければならない。その管理可能範囲は、任務の重要性及び範囲に基づき査定されなければならない。
- (5) 任務、権限及び責任は、事務処理の段階ごとにまとめられるものとする。
- (6) 連邦省は、模範、目標設定、統制及び人事・品質管理の類の管理・指導手段を試験し、場合により導入するものとする。適当な

分野では、費用・業績予測を導入しなければならない。

- (7) 連邦省の職員は、提案を行うことによって、組織及び仕事の成果の向上に協力するものとする。改善計画は、継続的に促進され、かつ、実施されなければならない。

第5条 電子的情報・通信システム

- (1) 連邦省は、情報を電子的形態で整備し、省を超えて交換し、使用するための前提条件を整備する。
- (2) 連邦省間の協働及び情報交換を改善させるために、省を横断した電子的通信・情報網を運営する。

第3章 組織編制

第6条 連邦省首脳

- (1) 連邦大臣は、連邦省を統括する。代理は、別段の定めがない場合には、事務次官により、事務次官が複数のときは各所掌範囲について行われる。連邦政府事務規則第14条第3項及び第14a条の規定は、影響を受けない。
- (2) 事務次官は、事務を統括し、連邦省の任務の目標に即した遂行について責任を負う。事務次官は、管理上の案件に関し、通常、最終的に決定を行う。
- (3) 事務次官は、原則として連邦省内で相互に代理を行う。政務次官については、前文を準用する。
- (4) 事務次官が不在の場合において、別段の定めがないときは、所管局の幹部が代理を行う。

第7条 連邦省の構成；事務分掌

- (1) 連邦省は、原則として、局及び課から構成される。連邦省の構造における基本単位は、通常、課とする。課は、その所掌範囲に

属するすべての案件に関し、第一次的な決定を行う。

- (2) 課と課の間及び各課内においては、権限及び責任が明確になるように、案件の連関に従って任務範囲を区分する。専門的に関連する任務は、通常、一組織単位により遂行される。任務の分担は、事務分掌計画で定める。
- (3) 原則として、何人も、同時に複数の課に配属され、複数の直属の上司に仕えることはないものとする。労働関係・職員代表権上の規制に従って、局幹部は、当該局の職員を、6ヶ月までの期間事務分掌計画にかかわらず当該局内の他の課に配属することができ、職員に対して同等の別の任務を委託することができる。委託は、関係局の幹部間で合議が整った場合には、局を超えて行うことができる。組織課及び人事課は、これに関与しなければならない。
- (4) 連邦省の組織構成は、公表しなければならない。

第8条 局

局には、局長の統括の下に、通常、少なくとも5課を置く。部は、専門的に必要な限りにおいて置く。部には、少なくとも5課がまとめられる。

第9条 課

- (1) 課には、通常、課長のほか、少なくとも職員4人を置く。
- (2) 課幹部は、統括・指導の任務のほか、課の枢要な案件を自ら処理するものとする。

第10条 特別な組織形態

- (1) 特定の任務、特に連邦省首脳に関するものについては、スタッフ機能を有する組織単位を置くことができる。
- (2) 期間が限定された複雑な任務であって大

規模な人員配置を必要とするものについては、特に、プロジェクトグループを置かなければならない。指導、目標、権限及び人的・物的手段をプロジェクトの指示において定めなければならない。

(3) 第8条及び第9条第1項の規定は、適用しない。

第4章 指揮、作業過程

第11条 指揮、自己責任及び協働

(1) 上司は、当該組織単位においてなされる決定に、職員をその責任の範囲内で関与させる。上司は、職員の業績向上の意志、協働及び責任負担に対する心構え並びに創造性を促進する。これは、特に職員指導上の話し合い、目標設定、同僚との話し合い及び軋轢の緩和を通じて行うことができる。

(2) 上司は、問題に即した任務分担、職員の過剰負担又は過少負担についての調整及び当該組織単位における作業過程について、責任を負う。

(3) 上司は、定期的にその職員と勤務上の協議を行う。勤務上の協議は、統括任務の遂行のほか、情報・経験の交換及び仕事の調整に資する。

(4) 各職員は、委託された任務を問題・時間に即し、かつ、効率的に処理することについて自ら責任を負い、割り当てられた任務範囲の案件について、率先し、かつ、自己責任において仕事を行うものとする。

(5) すべての課員は、その任務の遂行に当たって、互いに助け合う。課員は、職務遂行及び代理にとって重要なすべての案件について、互いに情報を提供し合う。

第12条 作業過程

(1) 作業過程においては、電子的方法を可能

な限り利用しなければならない。

(2) 案件処理の状態及び経過は、(保存期間中は)いつでも、電子的形態又は紙形態で作成された文書に探索を可能としなければならない。文書・記録管理の詳細は、文書保管指針(RegR)で定める。

第13条 受信郵便物の取扱い

(1) 受信郵便物とは、連邦省に電子的形態又は紙形態で送付されたすべての文書をいう。

(2) 受信郵便物は、付録1に基づき取り扱わなければならない。別段の定めがない場合には、直接、課幹部に引き渡さなければならない。課幹部は、その上司への報告及び上司の関与について決定し、可及的速やかに当該受信郵便物を担当者に引き渡す。受信郵便物には、付録2に従って事務手続のため注記を付すことができる。

(3) 特に次に掲げるものは、連邦省首脳に対して提出されなければならない。

1. 基本的な政治的重要性を有する受信郵便物
2. ドイツ連邦議会議員の書簡
3. 欧州議会議員又は州議会議員の書簡

第14条 申立、照会及び苦情

(1) 申立、照会及び苦情については、可及的速やかに、かつ、可能な限り簡潔に処理しなければならない。回答に4週間以上を必要とする場合には、中間報告を行わなければならない。

(2) 行政行為に係る苦情については、回答文書は、発送に先立って直属の上司に提出しなければならない。

(3) 私人からの事実関係に関する照会には、口頭で回答することができる。誤解の危険性が存在し、又は私人の身元につき疑義が存在する場合には、書面による照会の方法がある

ことを案内しなければならない。法律相談は、原則として許されない。

- (4) メディアからの照会は、広報課に行うよう案内しなければならない。

第15条 関与

- (1) 一件文書が複数の組織単位に関係する場合には、これらの組織単位は、主務組織単位により時宜を得て関与させられなければならない。主務組織単位とは、事務分掌計画に基づき主として権限を有するか、又は個別に指定される組織単位をいう。疑義がある場合には、組織課が権限の所在を確定する。
- (2) 主務組織単位は、他の規定に定められていない限りにおいて、関与の方法及び範囲を決定する。
- (3) 大部な文書については、関与が行われる点を記載しなければならない。
- (4) 連署の形式での関与は、重要な事案に限らなければならない。連署によって、委託された任務範囲についての専門的責任が生ずる。
- (5) 一件文書から、処理を行い、連署をし、及び署名をした組織単位が明らかにされなければならない。

第16条 書簡の送受

- (1) 外部との書簡の送受は、公式の官庁名で行う。複数の連邦省が関わる共同書簡については、関係連邦省は、公式の順序でその名称を記載しなければならない。
- (2) 書簡は、正確で、十全な内容で、理解しやすく、かつ、礼儀正しくなければならない。

第17条 署名の権限

- (1) 職員は、その起草した書類に原則として自ら署名する。法律又は行政規則に定められ

ている場合、事実関係の重要性によりそうすることが明白な場合又は上司が特別に署名を留保した場合に限り、上司が署名する。

- (2) 連邦大臣は、別段の定めがない限り、次に掲げる者に宛てた基本的重要性を有する書簡及び提言又は重要な通知に署名する。
1. ドイツ連邦共和国、州及び外国の憲法上の諸機関
 2. その他の連邦政府構成員

第18条 署名の形式

- (1) 外部との書簡の送受においては、連邦省首脳は、付記することなく単に署名する。第6条の規定に基づきこれについて代理の権限を有する者は、「代理として」と付記して署名する。事務次官が局幹部により代理される場合には、「事務次官の代理として」と付記して署名しなければならない。その他のすべての署名を行う権限を有する者は、「委任により」と付記して署名する。
- (2) 浄書には、通常、自筆で署名しなければならない。同一の書簡が多数ある場合には、署名は、複写することができる。
- (3) 電子的に作成され、送付される書簡には、電子的文書の下に氏名を記載しなければならない。書簡が直接的な法的効力を発する場合又は特別な政治的重要性を有する場合には、署名法に従って電子的署名を付さなければならない。
- (4) 発信人住所欄から、署名者及びその所属する発信機関が明白に認識することができることを保障しなければならない。

第5章 協働

第1節 連邦政府内部の協働

第19条 連邦省の協働

- (1) 複数の連邦省の所管領域に関する案件については、これらの連邦省は、連邦政府の措置及び意思表示の統一性を保障するために協働する。時宜を得た、かつ、包括的な関与については、主務連邦省が責任を負う。単純な場合には、口頭での関与が許されるが、これを文書で行うこともできる。
- (2) 他の連邦省の草案で連署に付されるものは、優先して処理し、転送しなければならない。意見表明は、関係連邦省に通知しなければならない。主務連邦省は、意見の相違が存在する限りにおいて、他の連邦省との合議を前提とする決定については、一般的な拘束力を有するいかなる決定も行うことが許されない。
- (3) 横断的な任務については、所管連邦省は、連邦政府事務規則第15a条に従って閣議案の準備のために必要とされる発議を行うことができる。これについて、主務連邦省は、その専門領域の案件を審査し、その結果を報告するよう要求することができる。

第20条 組織並びに情報及び通信に関する案件のための省横断委員会

- (1) 組織並びに情報及び通信関連の所掌事務の代表者は、省を横断して活動する委員会において協力する。連邦会計検査院、連邦データ保護受託者及び連邦行政効率受託者は、委員会に顧問として協力する。連邦内務省は、委員長を務め、議事を掌る。
- (2) 委員会は、連邦省の協働にとって必要な組織的・技術的基準を決定し、連邦省及びその所管する官庁が組織的、経済的及び技術的観点からその構造を常に改善するよう、助言及び調整に努める。
- (3) 委員会は、所掌事務におけるすべての重要な案件について相互に情報を提供し、領域を超える主題についての作業計画及び決定に

関し調整する。

- (4) 委員会は、その共通事務規則で、目標、任務及び協働を定める。

第21条 連邦政府受託者及び連邦受託者との協働

- (1) 連邦政府受託者及び連邦受託者（付録3）は、その任務に関するすべての計画について、早期から関与しなければならない。
- (2) 連邦政府受託者及び連邦受託者は、連邦省の任務に関する限りでの基本的な政治的重要性を有する案件に関し、——その他の法律上の規定を留保条件として——連邦省に早期に情報を提供する。

第22条 閣議案

- (1) 連邦政府の決定は、文書による閣議案により準備される。閣議案は、第51条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した添付書を含む。
 1. 事実関係の簡潔な説明及び議案の提案理由
 2. 決定形式（連邦政府事務規則第20条）。特に閣議において口頭での討議が必要と認められるか否か及び決定を得ることに特別の緊急的必要性があるか否かについての指示
 3. 関係連邦省及びその関与の結果についての報告
 4. 団体の関与の結果、特に応ずべきでないとされた提言のうち重要なものの説明
 5. 関与した州政府、当該関与の結果及び特に連邦参議院の手続を実施するに当たって予想される問題についての報告
 6. 第21条の規定に基づき関与した連邦政府受託者及び連邦受託者の意見表明
 7. 第44条第2項から第4項までの規定に従って、当該決定案の実施により予想され

る費用及び財政上の影響

- (2) 添付書には、付録として、連邦政府報道官のための決定案及び会見メモを添付しなければならない。文書の追加が必要となる場合には、付録の追加として添付するものとする。
- (3) 横断的な任務については、所管連邦省との合議を行うものとする。会議の設置の提案に当たっては、当該会議への参加に関し女性及び男性の同等の権利の実現又は確保を図っているか否かについて報告しなければならない。
- (4) 連邦政府事務規則第17条の規定に基づく対人的な合意形成の試みが失敗した場合には、これを閣議案において報告しなければならない。重要な争点は、解決案と共に説明されなければならない。これについて、他の解決案を主張する連邦省は、主務連邦省に対して、閣議案に掲載すべき原稿を送付する。

第23条 閣議提出に当たっての手続

- (1) 閣議案は、連邦首相府長官に宛てたものでなければならないが、同時に連邦省首脳、連邦大統領府長官及び連邦会計検査院長官に、連邦首相府の定める部数を送付しなければならない。第21条の規定に基づいて関与した受託者は、閣議案を通知として受領する。
- (2) 閣議案は、連邦省首脳により、又は連邦省首脳に事故のある場合には、第6条第1項の規定により指定される代理人により、署名される。
- (3) 連邦首相府への閣議案の到達と連邦政府による審議との間には、緊急に必要とされる例外的場合を除き、少なくとも1週間を置くものとする。

第24条 連邦首相府への報告

- (1) 連邦省は、基本的な政治的重要性を有す

るすべての案件について、連邦首相府に早期に報告する。

- (2) 主務連邦省は、照会、質問及び提案の処理並びに立法手続において、ドイツ連邦議会、連邦参議院及び両院協議会との協働について、連邦首相府及び関係連邦省に対し書簡をもって報告する。
- (3) 他の連邦省への管轄権の委譲について、移譲を行う連邦省は、連邦首相府及び関係連邦省に、遅滞なく報告しなければならない。委譲を受ける連邦省は、当該管轄権の委譲を連邦首相府及び関係連邦省に対し確認の通知をする。
- (4) 連邦首相府は、第1項の規定を準用して、憲法上の諸機関との協働について主務連邦省に通知する。

第25条 報道・広報業務

- (1) 連邦政府新聞情報庁は、広報業務の手段を通じて、連邦政府の目標及び計画について市民及びメディアに情報を提供する。
- (2) 連邦省の活動についての連邦政府新聞情報庁によるメディアに対する情報提供は、当該連邦省により連邦政府新聞情報庁に送付されたものでない場合には、当該連邦省との合議を必要とする。
- (3) 連邦政府新聞情報庁の省を横断した広報業務計画で連邦省の所管領域に関するものは、当該連邦省と調整しなければならない。
- (4) 各連邦省は、自己の報道・広報業務を通じて、その活動及び目標について市民及びメディアに情報を提供する。連邦省の報道機関への情報提供は、まず、連邦政府新聞情報庁に通知される。
- (5) 連邦省の省を横断した広報業務上の措置は、連邦政府新聞情報庁と調整しなければならない。

第26条 他の所管領域の官庁との協働

- (1) 連邦省及び他の連邦省の所管領域は、原則として直接に協働する。ただし、連邦憲法擁護庁、連邦警察庁、連邦情報技術保全庁、連邦国境警備隊、連邦輸出庁、関税警察庁、軍事防諜局、連邦情報局及び連邦通常裁判所付連邦検事総長との協働に当たっては、所管連邦省は、遅滞なく報告を受けなければならない。所管連邦省は、その他の場合においても重要なときは、報告を受ける。所管連邦省の指揮権は、影響を受けない。
- (2) 在外ドイツ代表部との協働は、国家間の連合体若しくは超国家的な連合体におけるドイツ代表部との協働に関して特段の定めがない場合又は緊急時にいかなる仲介も行うことができない場合には、外務省を通じて仲介される。

第2節 連邦議会との協働

第27条 会議への出席

- (1) ドイツ連邦議会の議事進行に関しては、その議事規則を適用する。
- (2) 連邦省職員は、必要な場合に限り、ドイツ連邦議会及びその委員会の会議に出席するものとする。連邦省職員は、委員会の会議において、連邦政府の見解を表明し、かつ、自己に与えられた指示に従わなければならない。
- (3) 会議において他の連邦省の所管領域に関する質問が行われた場合には、主務連邦省は、これを遅滞なく報告し、質問が基本的な政治的重要性を有する場合には、連邦首相府にも報告しなければならない。

第28条 大質問及び小質問

- (1) ドイツ連邦議会から通知された大質問及び小質問について、連邦首相又はその代理権

を有する者が政治的重要性により自ら回答しない場合には、連邦首相府は、回答のためにこれを主務連邦省に回付する。回答が政治の基本方針に関する場合には（基本法第65条）、連邦首相府は、主務連邦省の関与を求めなければならない。

- (2) 質問には、連邦政府の名において回答する。大質問に対する回答は、通常、連邦政府事務規則第15条第1項に従って決定される。その他の場合においては、主務連邦省は、連邦首相府と合議する。
- (3) ドイツ連邦議会議事規則第102条に鑑み、連邦首相府における大質問の到達後、直ちに、遅くとも3週間以内に、連邦政府が回答するか否か及びその時期を、文書によりドイツ連邦議会に対して通知しなければならない。回答自体を拒否するとき又は回答を当座3週間延期するときは、この旨に理由を付記しなければならない。連邦政府が最初に通知した時期までに回答しないことが予見される場合には、遅滞なくドイツ連邦議会に対して阻害理由及び回答予定時期を通知しなければならない。第5項第2文の規定を準用する。
- (4) 小質問には、通常、連邦首相府への到達後14日以内に文書により回答しなければならない（ドイツ連邦議会議事規則第104条第2項）。期限を遵守することができない場合には、遅滞なくドイツ連邦議会に対して阻害理由を通知しなければならない。その際、回答が期待できる時期を記載しなければならない。第3項第3文の規定を準用する。当該事案について回答を拒否する場合にも、期限内のかつ理由を付した通知を必要とする。第5項第2文の規定を準用する。
- (5) 大質問及び小質問については、ドイツ連邦議会に対する回答に写しを添付しなければならない。連邦首相府が回答する場合にあっては主務連邦省及び関係連邦省も、主務連邦

省が回答する場合にあっては連邦首相府及び関係連邦省も、写しを受領する。

第29条 口頭質問及び文書質問

- (1) 口頭質問及び文書質問は、所管連邦省首脳により可能な限り簡潔に回答する。第28条第1項の規定を準用する。連邦首相府は、連邦議会に対して首脳のうち本会議において口頭質問に回答する者を通知する。ドイツ連邦議会議事規則第105条及び付録4に従って、口頭質問にあっては直近の質問時間において、文書質問にあっては連邦首相府への到達後1週間以内に、回答しなければならない。
- (2) ドイツ連邦議会、連邦首相府、関係連邦省及び連邦政府新聞情報庁は、文書質問及び口頭質問に関する質問者宛での回答の写しを、文書により回答する限りにおいて受領する。

第30条 決議の送付及び実施

ドイツ連邦議会の決議で連邦政府に対する要請を含むものは、連邦首相府が主務連邦省に送付し、関係連邦省に通知する。必要な限りにおいて、連邦省首脳は、連邦政府の名においてドイツ連邦議会に対して回答する。

第31条 ドイツ連邦議会議員による提案

- (1) ドイツ連邦議会議員の提案については、所管連邦省は、連邦政府がドイツ連邦議会の本会議若しくはその委員会において説明を行わなければならないか否か又は別の指示を行わなければならないか否かを精査する。第30条の規定を準用する。
- (2) ドイツ連邦議会議員による提案で歳入減又は歳出増をもたらすものについては、所管連邦省は、連邦財務省と協議の上、財政上の影響の調査を援助する（連邦財政法第10条第3項）。

第32条 予算動向の変化に関するドイツ連邦議会に対する報告

予算動向の著しい変化であって予算計画に対する影響がわずかなものに留まらないものが生じた場合には、連邦財務省は、ドイツ連邦議会に対する報告（連邦財政法第10条第2項）の財政法準備のために、連邦首相府に対してこれに関する閣議案を送付する。連邦首相は、連邦政府の決定の後、ドイツ連邦議会議長にこれを報告する。

第3節 連邦参議院及び両院協議会との協働

第33条 連邦参議院との協働

- (1) 連邦参議院の議事進行については、その議事規則を適用する。連邦政府に対する連邦参議院の質問（連邦参議院議事規則第19条）及び連邦参議院の会議への出席（連邦参議院議事規則第18条及び第40条）については、第27条第2項及び第3項並びに第29条の規定を準用する。
- (2) 連邦参議院の決議及び質問で連邦政府に対する要請を含むものについては、第30条の規定を準用する。
- (3) 予算動向の変化に関する連邦参議院に対する報告については、第32条の規定を準用する。

第34条 両院協議会との協働

- (1) 両院協議会の議事進行については、基本法第77条の規定に基づく委員会に関するドイツ連邦議会及び連邦参議院共通議事規則を適用する。
- (2) 連邦政府構成員は、委員会及びその小委員会の会議に出席する権利を有し、委員会の議決に基づき出席する義務を負う。委員会の議決により連邦省職員の出席が許可された場合には、第27条の規定を準用する。

第4節 連邦憲法裁判所における訴訟

第35条 連邦憲法裁判所における訴訟

- (1) 連邦憲法裁判所での訴訟においては、その都度専門分野に関する主務連邦省が連邦政府を代理する。主務連邦省は、連邦内務省、連邦法務省及び当該分野に関係するすべての連邦省を、訴訟上のすべての段階において、特に訴訟手続を開始する申立て、訴訟参加の説明、意見表明及び口頭弁論の準備に当たって、時宜を得て訴訟に参加させなければならない。主務連邦省は、口頭弁論における代理人を決定する。代理人は、訴訟上の重要性により必要な場合には、閣議決定によって選任されなければならない。
- (2) 内閣は、連邦政府による連邦憲法裁判所での訴訟手続の開始又は係属中の訴訟への連邦政府の参加を決定する。
- (3) 連邦憲法裁判所が訴訟参加者に対して直接送付する訴訟文書は、連邦首相府及び訴訟参加連邦省に遅滞なく送達されなければならない。
- (4) 主務連邦省は、訴訟参加手続の終了後「連邦政府の名において」意見表明する。意見表明は、連邦省首脳が別段の定めをしない限り、担当事務次官により署名されなければならない。連邦首相府及び参加連邦省には、写しが送付されなければならない。
- (5) 主務連邦省は、他の連邦省が連邦憲法裁判所に対して自己の所管にのみ関係する事実上の情報を提供する場合には、当該連邦省の訴訟参加を省略することができる。
- (6) 意見表明又は口頭弁論における連邦政府の代理に当たって、法律学専攻の大学教員又は弁護士に訴訟代理人として代理させようとする場合には、連邦内務省及び連邦法務省が訴訟参加をしなければならない。
- (7) 主務連邦省首脳は、連邦憲法裁判所法第

22条の規定に基づく委任状を交付する。主務連邦省の首脳又は第6条第1項の規定に基づき当該目的で代理権を有する者が連邦政府を代理する場合には、委任状を必要としない。連邦政府が大学教員、弁護士又は官吏により代理される場合には、委任状を提出しなければならない。供述許可の付与に関する規定は、影響を受けない。

- (8) 訴訟参加連邦省は、主務連邦省と協議の上、連邦憲法裁判所の口頭弁論及び判決日に傍聴人を派遣することができる。

第5節 その他の機関との協働

第36条 州との協働

- (1) 連邦省は、州最高官庁と直接に協働する。
- (2) 連邦省が他の専門分野の州の省と協働する場合には、基本的な案件について当該専門分野を所管する連邦省に報告するものとする。
- (3) 州の他の官庁並びに州法上の公的団体及び公的営造物との直接の協働は、基本法、法律又は当該州政府との協定により許容されている限りにおいて、許される。
- (4) 州最高官庁宛ての書簡が政治的重要性を有する場合には、これを連邦における州の代表部にも送付しなければならない。

第37条 欧州連合との協働

- (1) 連邦省は、欧州連合の法規に反しない限りにおいて、その所管領域に係る案件について、欧州連合の機構又は機関と原則として直接に協働する。
- (2) 基本的重要性を有する案件については、ドイツの欧州政策の統一性のために、連邦外務省が関与しなければならない。
- (3) 財政に影響を及ぼすすべての案件については、連邦財務省が関与しなければならない。

い。現会計年度又は将来の会計年度において、歳入の減少又は歳出の追加を生じる可能性のある措置には、連邦財務省の同意を必要とする。省を超えた重要性を有する案件については、所管連邦省が関与しなければならない。

第38条 外国及び国際機関との協働

- (1) 連邦最高官庁は、外国の官庁及び代表部並びに国際機関の機構及び機関との直接の協働を、当該協働が国際的合意若しくは国家間の合意に基づいているか、連邦外務省がその直接交渉に同意したか、又は連邦政府が明示的に決定した場合に限り、行う。
- (2) 基本的重要性を有する案件の場合において、外国の機関との直接の協働が予定されるときは、連邦外務省に報告しなければならない。

第39条 第三者による文書の利用

- (1) 30年以上経過した連邦省文書は、連邦文書法の定めるところに従って、第三者の利用に供される。
- (2) 30年を経過しない文書の第三者による利用のための開示は、原則として禁止される。例外は、付録4で定める。

第6章 立法

第1節 連邦政府提出法律案の準備

第40条 連邦首相府への通知

法律案を作成すべき場合には、連邦首相府に通知しなければならない。連邦首相府は、作成の状態及び立法手続に関する予定日程について常に報告を受けなければならない。法律案に係る作業が重要な事案により影響を受ける場合には、この旨が連邦首相府に報告されなければならない。

らない。

第41条 利害関係の調査

州又は地方自治体の利害に関係する法律案の準備に際しては、法律案の起草に先立って州及び地方自治体の連邦レベルに置かれる中央組織の見解を求めるものとする。

第2節 連邦政府提出法律案の構成

第42条 連邦政府提出法律案

- (1) 法律案は、法文案（法律案）、法律案に係る提案理由（提案理由）及び付録5に従って前置される概要（表紙）からなる。
- (2) 法文は、原則として題名、制定文及びパラグラフ又は条に区分された個別規定からなる（付録6）。法律案は、必要となる他の法律の改正及び法律を整理する目的から古くなった規定の廃止を定めるものとする。
- (3) 法律案の準備については、連邦内務省により編集された『法律及び行政規則起草ハンドブック』を用いる。
- (4) 法律案の法形式に関しては、連邦法務省により編集された『法形式ハンドブック』及び連邦法務省により個々の場合について提供された助言を用いる。
- (5) 法律案は、言語的に正しく、かつ、可能な限り各人に理解しやすいものでなければならない。法律案は、女性と男性の平等を言語的に表現するものとする。法律案は、言語的な正しき及び理解しやすさについて審査するため、原則としてドイツ連邦議会に置かれるドイツ言語協会編集部に送付しなければならない。

第43条 提案理由

- (1) 提案理由には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 法律案及びその個別規定の目標設定及び必要性
 2. 法律案を基礎づける事実関係及びそれに関する認識根拠
 3. 他の解決法の有無及び私人による課題の処理の可能性の有無。場合により、当該可能性を却下するに至った検討経過（付録7）
 4. 報告義務その他の行政上の義務又は適当な国の監督手続及び認可手続を伴う認可の留保を導入し、又は拡張するか否か。また、これに反して標準的名宛人の法的自己義務をもってこれらの導入又は拡張に代替すべきであることを主張する理由
 5. 立法の効果（第44条）
 6. 法律に期限を付することが可能か否か
 7. 法律案が法令及び行政の簡素化を予定しているか否か。特に当該法律案が現行の規定を簡素化し、又は不要なものにしているか否か
 8. 法律案が欧州連合の法律に合致するか否か
 9. 現行の法的状況の変更
- (2) 競合的立法領域又は大綱的立法領域（基本法第72条第2項及び第75条第1項）における法律案については、当該法律案及びその重要な個別規定が連邦法による規律を必要とする理由を説明しなければならない。大綱的法律案が細目に及び、又は直接的に適用される規定を含む場合には、特にその例外的性格について理由を付さなければならない（基本法第75条第2項）。

第44条 立法の効果

- (1) 立法の効果とは、法律の本質的な影響と解されなければならない。法律の本質的な影響は、意図された作用及び意図されない副次的な作用を含む。予見された立法の効果の説

明は、各専門分野を所管する連邦省と協議の上行わなければならない。財政上の影響に関する見積り又は推定の根拠を明らかにしなければならない。連邦内務省は、立法の効果の調査を勧告することができる。

- (2) 公会計の歳入及び歳出（総計）に対する影響は、予見される執行に伴う影響を含めて説明されなければならない。このため、連邦財務省は、連邦内務省と協議の上総括的な準則を作成することができる。連邦財政に生ずる歳入及び歳出は、連邦のその時期が該当している多年度財政計画の期間に応じて、区分されなければならない。この場合において、多年度財政計画における歳出超過又は歳入不足に関する考慮の有無及びその程度並びに可能な調整方法が記載されなければならない。金額は、必要な場合には、連邦財務省と協議の上算出しなければならない。やむを得ない場合には、見積りを行わなければならない。財政上の影響が予見されない場合には、提案理由にその旨を記載しなければならない。
- (3) 州及び地方自治体の財政に対する影響は、別途記載しなければならない。法律案の主務連邦省は、このため、州及び地方自治体の中央組織に対し、歳出に係る時宜を得た申告を求めなければならない。
- (4) 連邦経済技術省と協議の上、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。
 1. 経済上の費用、特に中小企業に対するもの
 2. 単価、物価水準及び消費者に対する法律の影響

この目的のため、法律案に関連した専門分野を所管する連邦省は、関係専門家集団及び関係団体、特に中小規模の経済団体の意見を求めなければならない。連邦経済技術省は、早期から関与しなければならない。
- (5) 第45条第1項及び第2項に掲げる関係者

がその他の影響を予想する場合には、求めにより影響を説明しなければならない。

- (6) 法律案の提案理由においては、意図される作用が成果を生むか否か、費用が効果に対して適当な比率にあるか否か、及び生ずる可能性のある副次的な影響を精査するか否か、並びに精査の時期について、主務連邦省により確定されなければならない。

第3節 関与及び通知

第45条 連邦政府内における関与

- (1) 主務連邦省は、連邦政府提出法律案の草案が閣議決定のために提出されるに先立って、準備作業及び作成の早期から法律案に関係する連邦省に関与を求めなければならない。その所管領域が当該法律案に関係するすべての連邦省は、これに該当する（付録8）。草案の基本法との適合性に関する法規範の精査のために、また基本法の適用に当たって疑義が生ずるその他のすべての場合について、連邦内務省及び連邦法務省は、関与しなければならない。
- (2) 連邦政府受託者は、その任務に関する限りにおいて、早期から関与しなければならない（付録3）。連邦行政効率受託者は、原則として関与しなければならない。
- (3) 担当者作成の原案の送付に当たっては、関係者に、その所管上の問題点の精査及び検討のために十分な時間を与えなければならないことに留意しなければならない。主務連邦省は、時宜を得たかつ十全な関与について責任を負う。
- (4) 主に関与する連邦省の間で意見の相違がある場合には、広範な又は高額の費用を必要とする準備作業は、内閣の決定の前に開始され、又は指示されないものとする。所管領域における緊急の計画に対する連邦大臣の責任

は、これにより影響を受けない。

第46条 法体系上及び法形式上の審査

- (1) 連邦政府の法律案は、決定のために提出される前に、法体系上及び法形式上の審査（法律審査）のため、連邦法務省に送付されなければならない。
- (2) 大部な法律案の送付に当たっては、第1項の規定に基づく審査の際に生ずる問題点の審査及び検討のために、連邦法務省に十分な時間を与えなければならないことを考慮しなければならない。
- (3) 連邦法務省が法律案の準備作業に当たって協力し、すでに第1項の規定に基づく審査を行った場合において、連邦法務省が同意したときは、連邦法務省への法律案の再送付を省略することができる。

第47条 州、地方自治体の中央組織、専門家集団及び団体の関与

- (1) 法律案の草案は、州及び地方自治体の利害に関係する場合には、州、地方自治体の中央組織及び州の連邦における代表部に可及的速やかに送付しなければならない。関係連邦省の一の意見が重要な点において相違するおそれのある場合には、送付は、当該連邦省と合議した上で行わなければならない。計画を内密に取り扱うべきである場合には、その旨を注記しなければならない。
- (2) 連邦首相府は、関与に関して報告を受けなければならない。特に政治的重要性を有する法律案については、連邦首相府の同意を得なければならない。
- (3) 連邦のレベルに置かれる中央・連合組織及び専門家集団による時宜を得た関与については、第1項及び第2項の規定を準用する。特段の定めがない限り、時期、範囲及び選択は、引き続き主務連邦省の裁量に任される。

(4) 第1項及び第3項の規定に基づく関与については、連邦政府が未だ決定していない法律案であることが明示されていなければならない。法律案には、提案理由及び表紙を添付することができる。

第48条 その他の機関に対する通知

- (1) 報道機関及びその他の公式に関与していない機関又は自然人が、連邦政府の決定に先立って連邦省から法律案を受領すべき場合には、主務連邦省又は基本的な政治的重要性を有する法律案の場合には連邦首相府は、しかるべき受領形態を決定する。
- (2) 州、関係専門家集団若しくは団体又は第1項にいう第三者に法律案が送付される場合には、ドイツ連邦議会の会派の事務局、連邦参議院並びに求めによりドイツ連邦議会及び連邦参議院の議員にも当該法律案を通知しなければならない。
- (3) 連邦政府のイントラネット又はインターネット上への法律案の掲載については、主務連邦省は、連邦首相府と合議し、かつ、その他の関係連邦省と協議の上決定する。
- (4) 第1項から第3項までの規定に基づく通知については、第47条第3項の規定を準用する。

第49条 草案の表示及び送付

- (1) 法律案には、日付及び「草案」の注記を付さなければならない。草案に対する修正は、その都度判別可能でなければならない。
- (2) 送付に当たっては、連邦参議院の同意を必要とする立法計画に該当するか否かが記載されなければならない。

第50条 最終審査までの期間

第44条、第45条及び第46条の規定に基づく関係者による法律案の最終審査までの期間は、通

常4週間とする。すべての関係者が同意する場合には、当該期間は、短縮することができる。広範な又は法律上重要な草案の場合において、第45条の規定に基づく関与の枠内において連邦省が申請するときは、当該期間は、8週間に延長される。

第4節 連邦政府による法律案の取扱い

第51条 内閣への提出

第3節に規定する連邦政府提出法律案を決定のために提出する場合には、第22条の規定にかかわらず、閣議案の添付書に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 連邦参議院の同意が必要か否か
2. 連邦法務省が第46条第1項に規定する審査を確認したこと。
3. 第44条に規定する要件が満たされていること。
4. 第45条及び第47条の規定に基づく関与の結果生じた意見の相違
5. 連邦、州又は地方自治体の負担する法律の執行に係る費用並びに連邦財務省並びに第44条及び第45条に掲げる機関がその了承を表明したか否か
6. 法律案が例外的に特に緊急を要するものであるか否か（基本法第76条第2項第4文）

第52条 法律案の統一的な支持；ドイツ連邦議会及び連邦参議院のための起草補助

- (1) 連邦政府により決定された法律案は、各連邦省が異なる意見を有する場合においても、ドイツ連邦議会及び連邦参議院に対して一致して支持されなければならない。
- (2) 連邦政府の決定と内容上異なり、又はその範囲を超える起草補助については、可能な限り委員会への送付の前に、関係連邦省及び

連邦首相府に遅滞なく報告しなければならない。

第53条 連邦参議院の意見表明に対する連邦政府の反論

- (1) 連邦参議院の意見表明に対して、主務連邦省は、必要な場合には反論を作成することとし、当該反論は、連邦参議院の意見表明の構造に従って区分され、かつ、連邦首相府に閣議案として送付されなければならない。連邦参議院の意見表明が重要な代替案を含んでいる限りにおいて、表紙に改めてこれを追加する。連邦参議院の修正要求に応ずべき場合には、連邦政府の反論においてその旨を明らかにしなければならない。
- (2) ドイツ連邦議会の所管委員会の要求に基づき、主務連邦省は、政府案の法文、連邦参議院の意見表明における所見及び連邦政府の反論の所見の説明を含む概要を当該委員会及び関係連邦省に送付する。

第54条 基本法第113条に基づく手続

- (1) 主務委員会がドイツ連邦議会に対して基本法第113条第1項に規定する要件の一を充たす法律の文言を提案することが委員会審査の結果により予想され、又はドイツ連邦議会により議決された法律がこれらの要件を充たす場合には（基本法第113条第2項）、主務連邦省は、連邦財務省と協議の上、遅滞なく、連邦政府がドイツ連邦議会に対して議決の中止（基本法第113条第1項）又は再議決（基本法第113条第2項）を要求すべきか否かを精査する。
- (2) 第1項にいう連邦省が議決の中止又は再議決を必要と認めた場合には、当該連邦省は、遅滞なく連邦政府の決定を求めるものとする。基本法第113条第1項第4文に規定する場合には、閣議案には、可能な限り連邦政

府の意見表明案を添付しなければならない。

- (3) 基本法第113条第2項に規定する場合には、ドイツ連邦議会の議決から起算して4週間以内に連邦政府の決定を送達することができるように、提案を内閣に時宜を得て送付しなければならない。関係連邦省が再議決を必要と認めない場合には、連邦財務省は、基本法第113条第2項に規定する期間を明記した上で、遅滞なくその他の連邦省に通知する。
- (4) 基本法第77条第2項に規定する手続（両院協議会）の範囲でドイツ連邦議会がすでに議決した法律を再議決しなければならない場合においても、第1項及び第2項の規定を適用する。
- (5) 連邦政府がドイツ連邦議会による議決の中止（基本法第113条第1項）又は再議決（基本法第113条第2項）を要求することを決定する場合には、連邦首相府は、遅滞なくドイツ連邦議会首脳に通知し、基本法第113条第2項の場合にあっては連邦大統領府、連邦参議院首脳及び場合によっては両院協議会議長にも通知する。
- (6) 基本法第78条に基づいて法律が成立し、連邦政府が第1項に規定する要求を表明した場合には、主務連邦省は、連邦財務省の関与の上、遅滞なく同意を与えるべきか否かに関する連邦政府の決定を求めるものとする。連邦政府が同意拒否を決定する場合には、連邦首相府は、法律の成立後6週間以内に連邦大統領府首脳、ドイツ連邦議会首脳、連邦参議院首脳及び場合によっては両院協議会議長に通知する（基本法第77条第2項）。
- (7) 基本法第78条に基づいて法律が成立し、連邦政府が第1項に規定する要求を表明しなかった場合には、同意に関する連邦政府の決定が行われたものとみなす。連邦政府が第1項に規定する要求を行ったにもかかわらず期間内に同意拒否を表明しなかった場合におい

ても、同様とする（基本法第113条第3項）。主務連邦省は、連邦首相府に法律の原本を送付する文書において、連邦政府が同意し、又は同意がなされたものとみなすことを明記する。

第55条 基本法第77条に基づく手続

法律が連邦参議院の同意を必要とする場合には、主務連邦省は、連邦政府が両院協議会を招集すべきか否かを精査し、場合によっては連邦政府の決定を求めるものとする。連邦政府が両院協議会の招集を要求する場合には、連邦首相府は、両院協議会議長に通知する。

第56条 ドイツ連邦議会の法律案

- (1) ドイツ連邦議会議員提出法律案については、主務連邦省は、時宜を得て連邦政府の意見表明を求めなければならない。これをドイツ連邦議会に対して主張しなければならない。
- (2) すべての関係連邦省が意見表明について一致する場合において、あまり重要でないときは、内閣での取扱いを省略することができる。
- (3) 連邦省職員は、こうした法律案の内容上又は法形式上の準備に当たって、所管連邦大臣の承認なしに協力することは許されない。その他の場合においては、第52条、第54条及び第55条の規定を準用する。

第57条 連邦参議院の法律案

- (1) 連邦参議院提出法律案については、主務連邦省は、連邦政府の見解を記載した意見表明を作成する（基本法第76条第3項第2文）。意見表明案は、期間内に連邦参議院提出法律案を連邦政府の意見表明とともにドイツ連邦議会に送付するように、閣議案として時宜を得て連邦政府に提出しなければならない。意見表明を棄権すべき場合には、主務連邦省

は、その旨を適当な閣議案において記載しなければならない。

- (2) 連邦首相府は、主務連邦省宛ての添付書において、基本法第76条第3項に基づく意見表明の期間の基準となる連邦首相府が法律案を受理した日付を明記する。
- (3) 連邦政府の包括的な意見表明が規定された期間内に行われない場合には、連邦省は、遅くとも法律案に関する委員会審査が開始されるまでに、連邦政府の最終的な意見表明を一致して取りまとめる義務を負う。基本法第76条第3項第3文に規定する期間延長の申立ては、閣議案の形式で準備しなければならない。
- (4) 閣議案の添付書には、場合により、意見表明において提案された重要な代替案を記載しなければならない。連邦参議院の作成した法律案の表紙上に連邦政府の意見表明を明記するのみならず例外的に代替案自体を簡潔に説明する必要があると認められる場合には、その旨について理由を付し、起草案を添付しなければならない。その他の場合においては、第52条、第54条及び第55条の規定を準用する。

第5節 法律の認証及び公布

第58条 原本の作成

- (1) 主務連邦省は、連邦首相府から法律の成立について通知を受けたときは、直ちに、連邦法律公報編集部へ原本の作成を指示する。これに当たっては、議決された法律が主務連邦政府構成員以外の連邦政府構成員により副署されなければならないか否かについて、通知しなければならない。連邦法律公報編集部は、連邦法律公報における法文の構成について責任を負う。
- (2) 原本には、法律の題名並びに定められる

限りにおいて短縮名及び略称が含まれ、その下に日付が記される。主務連邦省は、最終的な制定文と照応する結語文を書き加える。結語文には、次の各号に掲げる事項が含まれる。

1. 連邦参議院が異議を申し立てた法律については、連邦参議院の権限が守られたこと
 2. 基本法第113条に基づく場合には、連邦政府の同意
 3. 基本法第138条に基づく場合には、州政府の同意
 4. 認証及び公布の命令
- (3) 主務連邦省は、所管連邦政府構成員及び、場合によっては、その他の関係連邦政府構成員による法律の副署を求めるものとする。基本法第113条に基づく場合には、法律の原本は、常に連邦財務大臣により副署されなければならない。法律の副署に対しては、連邦政府構成員本人及び連邦政府事務規則第14条の規定により指定された代理のみが権限を有する。
- (4) 日付は、認証の際に連邦大統領により原本の題名中及び結語文の後に記入される。結語文の日付の下には、署名及び連邦の大印のための空白を残さなければならない。
- (5) 連邦大統領、連邦首相、連邦首相に事故があるときは代理権を有する者、主務連邦政府構成員及び関係連邦政府構成員は、公式の順序で上から下に署名する。
- (6) 連邦政府構成員が他の連邦政府構成員に代わって署名する場合には、署名に先立って署名を代理する連邦政府構成員が指名されなければならない。連邦政府構成員が他の連邦政府構成員の職務の遂行を委任されている場合には、「職務遂行の委任による」と書き加える。

第59条 認証

- (1) 原本が第58条第1項、第3項及び第5項の規定に基づき連邦政府構成員により副署された場合には、連邦の大印を押印することとし、かつ、原本が複数の頁又は全紙からなるときは、黒・赤・金色の紐を取り付けて、その端を封印で固定しなければならない。原本の連邦首相府への送付に先立って、連邦の大印を最終頁の署名の脇に押印しなければならない。
- (2) 連邦参議院により表明された同意にかかわらず法律をその同意を必要としないものとして公布すべき場合には、関係連邦省は、その見解を簡潔に説明しなければならない。連邦首相府は、連邦首相又は連邦首相に事故のあるときは代理権を有する者による法律の副署を求めた上で、連邦大統領による法律の認証のために原本を連邦大統領府に転送する。

第60条 法律の公布

連邦大統領府は、連邦大統領により認証された法律を連邦法律公報による公布のために連邦法律公報編集部に送付する。同時に、連邦大統領府は、主務連邦省及び関係連邦省に法律の認証について通知する。連邦法律公報編集部は、公布後に、連邦首相府及び主務連邦省に法律の公布について通知する。原本は、連邦公文書館に移管されなければならない。

第61条 法律案及び法律の精査と訂正

- (1) 主務連邦省は、全立法過程を通じて誤植その他の明白な誤りについて法律案を精査し、訂正する。その他のすべての関係機関は、主務連邦省に対して誤植その他の明白な誤りを指摘する。主務連邦省は、法律案の連邦首相府への送付後に、訂正に関し通知を受けなければならない。連邦首相府は、場合により憲法上に規定された関係機関に通知する。連邦首相府は、第56条及び第57条に規定

する場合には、主務委員会に通知する。

- (2) 法律が可決された後は、誤植その他の明白な誤りを非公式に訂正することについて、ドイツ連邦議会議長及び連邦参議院議長の承諾を得なければならない。
- (3) 印刷用原稿、校正刷又は原本において誤植その他の明白な誤りがすでに含まれている場合には、主務連邦省は、連邦大統領府及び連邦首相府と合議の上、訂正を行わなければならない。連邦法律公報における誤植その他の明白な誤りについては、同公報における訂正の掲載には編集部への連絡をもって足りる。ドイツ連邦議会及び連邦参議院により可決された文言においてすでにこれらの瑕疵が含まれている場合においても、第2項により必要とされる同意を得なければならない。

第6節 法規命令の準備、認証及び公布

第62条 法規命令

- (1) 「命令」とは、基本法第80条第1項において法規命令と称されている規定をいう。
- (2) 法規命令案については、法律案の準備及び文言に関する規定（第42条、第43条第1項第5号から第9号まで、第44条から第50条まで及び第61条）を準用する。第44条の規定にいう効果がすでに授權法の提案理由において十分に説明されている場合には、当該規定は、準用しない。この場合においては、法規命令案の提案理由において、すでに行われた説明を参照しなければならない。
- (3) 次の各号に掲げる場合に該当するときは、閣議案に関する規定（第22条、第23条及び第51条）を準用する。
 1. 法規命令が連邦政府により制定される場合
 2. 法規命令が政治一般に重要性を有する場合

3. 関係連邦省の間に意見の相違が存在する場合

第63条 連邦参議院による提案（基本法第80条第3項）

- (1) 基本法第80条第3項に従って連邦参議院が連邦政府に対して法規命令の制定を求める提案を送付する場合には、法規命令の制定を授權される連邦省又は主務連邦省は、当該提案の以後の取扱いについて決定する。
- (2) 連邦参議院は、合理的な期間内に、連邦政府又は所管連邦省が授權された命令制定権を行使するか否か及びその範囲について、報告を受けなければならない。当該提案が無修正で受け入れられるべき場合には、連邦参議院は、改めて取り扱わなければならない。

第64条 連邦参議院への提案

- (1) 連邦政府の法規命令で連邦参議院の同意を必要とするものは、連邦政府において決定された後に連邦首相府により連邦参議院に送付される。
- (2) 一又は複数の連邦省の法規命令で連邦参議院の同意を必要とするものは、連邦大臣又は第6条第1項の規定に基づき任命された代理による承認がなされた後に、連邦参議院の同意を求める要請を付して連邦首相府に送付しなければならない。承認は、添付書に明記されなければならない。
- (3) 連邦参議院における支持については、第52条及び第53条第1項の規定を準用する。

第65条 連邦参議院の議決に伴う結果

連邦参議院が修正の条件を付して法規命令に同意した場合には、次に定めるとおりに行う。

1. 連邦政府が連邦参議院の条件に従って法規命令を制定する場合には、連邦政府により制定される法規命令は、修正された文言

で連邦政府により改めて決定されなければならない。閣議案には、修正に係る主務連邦省の見解を記載しなければならない。連邦政府が連邦参議院により同意された文言以外の文言で法規命令を決定した場合において、連邦政府による法規命令の制定を放棄しないときは、連邦政府は、当該法規命令について改めて同意を得るためにこれを連邦参議院に提出しなければならない。

2. 連邦政府により制定されない法規命令であって閣議に提出しなければならないものについては、第1号の規定を準用する。
3. 閣議に提出する必要のない法規命令については、第1号第1文及び第3文の規定を準用する。

第66条 認証；公布の準備

- (1) 法規命令は、授權法の規定の施行を待つて認証されなければならない。
- (2) 法規命令の文言が最終的に確定した場合には、主務連邦省は、連邦法律公報編集部又は連邦官報編集部に当該命令の法文を送付する。この場合においては、法規命令を公布すべき公報について記載しなければならない(第76条)。

第67条 原本の作成

- (1) 最終的に文言が可決された場合又は連邦省により制定される法規命令にあつては連邦政府構成員若しくはその代理が法規命令案に署名した場合には、主務連邦省は、直ちに、連邦法律公報編集部又は連邦官報編集部に原本の作成を指示する。連邦参議院の同意を必要とする法規命令については、原本の署名は、連邦参議院の同意を待つて指示しなければならない。
- (2) 法規命令が連邦政府により制定される場合には、当該法規命令は、連邦首相又はその

代理権を有する者及び主務連邦政府構成員により署名される。連邦政府構成員に事故のある場合には、第58条第3項第3文の規定を準用しなければならない。署名の順序は、第58条第5項の規定に従う。連邦首相は、関与した連邦政府構成員の後に署名し、日付を記入する。

- (3) 法規命令が一連邦省により制定される場合には、所管連邦政府構成員により署名される。その他の連邦省が関与した場合には、法規命令は、各所管連邦政府構成員により署名される。この場合において、第2項第3文の規定を準用しなければならない。連邦政府構成員は、関与した他の連邦政府構成員の後に署名し、日付を記入する。
- (4) 一又は複数の連邦省との合議が制定文に明記されている法規命令については、個々の所管連邦政府構成員による署名は省略する。
- (5) 第58条第3項の規定を準用する。

第68条 法規命令の公布

- (1) 法規命令は、第76条の規定に従つて公布しなければならない。
- (2) 連邦政府の法規命令にあつては連邦首相府が、その他の法規命令にあつては主務連邦省が、公布を指示する。手続が終了した原本は、公布のため連邦法律公報編集部又は連邦官報編集部に送付されなければならない。この場合において、法規命令を公布すべき公報を記載しなければならない。
- (3) 原本は、連邦公文書館に移管しなければならない。

第7節 行政規則

第69条 題名及び準備

- (1) 行政府内部で拘束力を有する一般的かつ抽象的な規定を含む規則は、題名において

「行政規則」の語並びに当該行政規則の制定に係る法律及びその内容を表す見出語の付記を含まなければならない。

- (2) 行政規則の準備については、連邦内務省により編集された『法律及び行政規則起草ハンドブック』を用いる。
- (3) 現行の行政規則の減少及び簡素化に努めなければならない。新規の行政規則の必要性については、理由を付記しなければならない。

第70条 行政規則の構造及び提出

- (1) 行政規則案が容易に理解できるものではない場合又はその他の理由により導入部が有用な場合には、当該案に、その理由を付記しなければならない。その他の場合には、第44条、第45条、第47条、第48条、第49条、第51条並びに第61条第1項及び第2項の規定を準用する。
- (2) 閣議又は連邦参議院への提出に当たっては、公会計に対する影響に関する記載が法律又は命令の提案理由の枠内において行われていない場合に、かつ、その限りにおいて、これを添付しなければならない。

第71条 原本の作成

行政規則を連邦官報に公示すべき場合には、第67条第2項、第68条第1項及び第2項の規定を準用する。

第8節 国際法上の協約及び欧州連合の範囲での計画

第72条 国際法上の協約

- (1) 国際法上の協約（条約、協定、政府間取極、省庁間取極及び覚書・書簡の交換）の作成及び締結に先立って、主務連邦省は、常に、国家間の条約による規制が不可避か否か

又は追求される目的がその他の手段、特に国際法上の協約より下位の申合せで達成することができるか否かを精査しなければならない。

- (2) 他国、その機関及び国際組織との国際法上の協約に関する交渉及びこれに関する会議への参加の開始に先立って、主務連邦省は、特段の定めがない限り、連邦外務省に時宜を得て報告し、その同意を得なければならない。
- (3) 国際法上の協約の作成及び締結に当たっての連邦省の関与については、第45条、第46条、第49条及び第62条の規定を準用する。
- (4) 連邦内務省及び連邦法務省は、憲法に係る審査を行うため、国際法上の協約の作成の準備に関与しなければならない。基本法第59条第2項第1文の規定の適用又は命令による国内の実施が見込まれている国際法上の協約については、連邦内務省及び連邦法務省は、常に関与しなければならない。協約の所定の専門分野及び方式については、連邦内務省、連邦法務省及び主務連邦省は、共同して別に規則を定めることができる。
- (5) 国際法上の協約が専ら州の管轄又は重要な利害に関係する場合には、1957年11月14日のリндаウ申合せに基づき、州が関与しなければならない。州の特別な事情に触れる場合には、基本法第32条第2項に留意しなければならない。これに従って主務連邦省が州の関与を必要と認める場合には、主務連邦省は、第4項の規定に基づく関与に当たってその旨を伝達し、その際、当該連邦省の判断ではどの条約の規定がいかなる理由で関与を促しているかについて記載する。
- (6) 国際法上の協定の文言については、連邦外務省が編集した国際法上の条約の取扱いのための指針を用いる。場合により、当該指針から逸脱する必要がある場合には、これにつ

いて、時宜を得て連邦外務省と調整しなければならない。

- (7) 条約、政府間取極及び省庁間取極の原本は、委任状その他関係文書の原本と共に連邦外務省政治文書館に保管する。

第73条 基本法第59条第2項第1文の規定に基づく条約法及び国際法上の協定に係る命令に当たっての手続

- (1) 国際法上の合意については、連邦法律公報編集部は、閣議案の準備から既に参加しなければならない。国際法上の合意の印刷版は、遅くとも閣議案までには作成しなければならない。
- (2) 国際法上の多国間合意の場合において、外国語の正文のみが拘束力を有するときは、主務連邦省は、連邦法律公報編集部への送付に先立って、ドイツ語の翻訳についてその意味が外国語の正文の詳細な点まですべて対応しているか否かを詳細に精査しなければならない。
- (3) 条約法の文言については、連邦法務省が編集した条約法及び条約関連命令の文言のための指針に留意しなければならない。その他の場合には、基本法第59条第2項第1文の規定に基づく条約法の取扱いについては、第6章第1節から第5節までの規定を適用する。国際法上の協約の実施のための命令の取扱いについては、第6章第6節の規定を適用する。

第74条 欧州連合の範囲での計画

- (1) 欧州連合の計画が補完性の原則及び比例性の原則に一致しているか否かの精査については、連邦政府が決定した手続原則及びそこで予定された審査要領を適用する（付録9及び10）。
- (2) 基本法第23条第3項の規定及び1993年3

月12日の欧州連合の案件に係る連邦政府とドイツ連邦議会との協働に関する法律（連邦法律公報第1部311頁）に基づくドイツ連邦議会に対する報告及びその関与については、当該法律の実施に当たって連邦政府が決定した手続原則（付録11）を適用する。

- (3) 主務連邦省は、欧州委員会の提案の提出後、社会保障システムを含む公会計の収入及び支出（総額）に対する当該計画の予見し得る影響を、ドイツ連邦共和国における執行に必要な影響も考慮して、説明しなければならない。当該説明は、欧州連合の計画に関するドイツ連邦議会に対する報告に当たって尊重されなければならない（付録11）。
- (4) 連邦参議院に対する報告及びその関与については、基本法第23条第2項、第4項から第6項までの規定及び1993年3月12日の欧州連合の案件に係る連邦と州との協働に関する法律（連邦法律公報第1部313頁）に基づき連邦政府と州政府との間で締結された1993年10月29日の合意を適用する。
- (5) 主務連邦省は、当該計画の時宜を得た、かつ、広範な共同審査を可能にするために、他の当該案件に係る連邦省（付録8）及び受託者（付録3）を可及的速やかに関与させなければならない。地方自治体の中央組織は、関与するものとし、専門家の集団及び団体は、関与することができる。この場合において、第47条の規定を準用しなければならない。
- (6) 欧州連合の計画に対する連邦政府の立場は、欧州連合の会議において、統一的に表明しなければならない。

第75条 欧州連合の法的行為及び加盟国を拘束する決議の国内法化のための法律及び命令に当たっての手続

- (1) 主務連邦省は、その所管領域において、

欧州連合の法的行為の期限内の国内法化その他加盟国を拘束する欧州連合の決議に対して責任を負う。

- (2) 欧州連合の法的行為の国内法化その他加盟国を拘束する欧州連合の決議については、法律にあっては第6章第1節から第5節まで、命令にあっては第6節を適用する。

第76条 官公報への掲載

- (1) 連邦法律公報第1部においては、次に掲げるものを掲載する。

1. 連邦法（基本法第82条第1項第1文）。ただし、第2項の規定に基づき連邦法律公報第2部に掲載されるものを除く。
2. 命令。ただし、第3項第1文の規定に基づき連邦官報官公庁編又は法規命令の公布に関する法律第2条の規定に基づきその他の公報に掲載されるものを除く。
3. 基本法第129条第1項の規定に基づく当該事項の権限についての決定
4. 連邦憲法裁判所法第31条第2項第1文の規定に基づく連邦憲法裁判所の判決の主文
5. 連邦大統領の命令及び布告
6. ドイツ連邦議会及び連邦参議院の内部事項についての公示
7. その他定められた限りの公示一般

- (2) 連邦法律公報第2部には、次に掲げるものを掲載する。

1. 国際法上の協約、これを実施するために制定される法規及びこれに伴う公示
2. 関税率表制度の法規

国際法上の協約については、その掲載を妨げるやむを得ない理由がある場合には、例外的に連邦外務省の同意を得て、掲載を見合わせる事ができる。

- (3) 連邦官報官公庁編には、次に掲げるものを掲載する。

1. 命令のうち次に掲げるもの

a) 有効期間が法律で定められているもの

b) 危険が迫っている場合

c) 欧州連合の法的行為の実施のために、その遅滞ない施行が必要なもの

2. 行政規則で、第4項の規定に基づく掲載だけでは十分な公示ではないもの
 3. 政府提出法律案の提案理由で、その掲載が望ましいもの。政府案の当初の提案理由を掲載する。その後の立法府の協働により法律の文言が修正された場合において、当該提案理由がもはや妥当しないときは、これを脚注に示さなければならない。
 4. 連邦と州又は州相互の間の協定で、これについて立法府のいかなる議決も予定していないもの
 5. ドイツ連邦共和国勲章の授与
 6. 連邦官庁の公示並びに連邦の法律及び法規命令に定める限りにおける州官庁の公示
- (4) 連邦省の公報には、次に掲げるもの等を公示することができる。

1. 行政規則
2. 連邦官吏の任命及び解職
3. 法規命令の公布に関する法律第2条に掲げる関税率表及び命令。ただし、これらは、その法的効力を有するためには、少なくとも法律で特に認められた公報に掲載されなければならない。

第7章 終末規定

第77条 補足的規制

- (1) 連邦省は、各省固有の規則をもってこの事務規則を補足することができる。省を横断した補足については、第20条の規定に基づき設置される委員会において、調整しなければならない。

- (2) 第1項第2文の規定にかかわらず、共通

事務規則の遵守に当たっての本質的問題の解明を所掌するのは、第46条の規定に基づく連邦法務省の権限に関わる場合を除き、連邦内務省とする。

第78条 適用範囲

この事務規則の規定は、上位の法に別段の定めのない限り、連邦首相直轄の連邦最高官庁に準用する。

第79条 施行、失効

この事務規則は、2000年9月1日から施行する。同時に、1996年2月6日の文言における連邦省共通事務規則（総則）、1996年3月25日の文言における連邦省共通事務規則（各則）及び共通事務規則第1部を考慮した電子的通信システムの利用のための勧告は、効力を失う。

付録

付録1（第13条第2項関係） 受信郵便物の取扱い

I. 電子的受信郵便物

1. 電子的文書は、通常、電子的に転送しなければならない。
2. 所管機関以外の機関が受信したすべての電子的文書は、転送するか、又は中央郵便物受信機関に送付しなければならない。
3. II-3にいう特別緊急案件の場合には、場合により、緊急の必要性を通知しなければならない。特別緊急案件は、速やかに転送しなければならない。郵便物受信機関による再度の受信取扱いは、行わない。
4. 郵便物受信機関により紙形態で転送されるべき電子的文書は、IIに従って取り扱わなければならない。

II. 紙形態での受信郵便物

1. 個人宛の送付物は、開封せずに宛名人に送付しなければならない。
2. 受信郵便物には、受信印を押印し、所管作業単位を明記しなければならない。必要な限りにおいて、正確な受信時を記録しなければならない。
3. 特別緊急案件は、特別に表示しなければならない。政治的事件に関する受信郵便物、報道、連邦大統領府、連邦首相府、連邦憲法裁判所、ドイツ連邦議会、連邦参議院及びこれらの委員会の書簡並びに閣議・共同署名文書は、優先して取り扱わなければならない。
4. 添付書に指定されている同封物、小包等が欠けている場合には、その旨を注記しなければならない。
5. まず省首脳に提出しなければならない緊急文書を複数部受信した場合には、所管課幹部は、「事前部」と注記した1部を通知として直接受領する。
6. 差出人の氏名及び住所又は書簡の日付が明白でない場合において、封筒に住所が認められるときは、当該封筒を手を加えずに書簡に付したままにしなければならない。ポストへの投函時刻が重要な場合又は封筒に公式の注記が記載されている場合にも、同様とする。
7. 他の官庁に宛てられた受信郵便物は、開封せずに直ちに所管官庁に送付する。当該郵便物をすでに開封してしまった場合には、直ちに、「誤配郵便物」の注記を付して所管官庁に送付しなければならない。
8. 郵便物から取り出された硬貨、紙幣、小切手、振替指示、有価証券、郵便切手、有価物その他これに類する物は、領収書と引き換えに、支払機関又は前払機関若しくは収入機関に直ちに転送しなければならない。郵便切手の取扱いについては、別に定めることができる。

9. 有価・書留郵便物は、授權を受けた職員によつてのみ、開封することが許される。その内容は、受信郵便物記録簿に記載しなければならない。有価・書留郵便物について生じた不一致は、文書により行わなければならない。
10. 配達証明を伴う郵便物は、これを証明する写しを添付しなければならない。

付録 2 (第13条第 2 項関係)
事務手続上の注記

I. 紙媒体の書類

受信郵便物及び起案文書上には、事務手続上の注記を付加することができる。このために、次に掲げる者は、次のものを用いる。

連邦大臣	緑鉛筆
政務次官	紫鉛筆
事務次官	赤鉛筆
局長	青鉛筆
部長及び常設の局長代理	茶鉛筆

代理は、本人と同一の色の鉛筆を用いる。ただし、署名代わりの短縮記号を付す。

次に掲げるものは、次の意味を有する。

- 色鉛筆でのダッシュ又は署名代わりの短縮記号 = 了承 (閱了)
- 色鉛筆での二本十字 = 署名権を有する代理による、案件を終了させる起案文書に対する署名の保留

II. 電子媒体の書類

文書を電子的に転送する場合には、事務手続上の注記を I の規定に従って適当に書き加えなければならない。

付録 3 (第21条及び第45条第 2 項関係)

連邦政府受託者及び連邦受託者は、次に掲げ

る者である。

(公式名称)

- 連邦政府新州案件受託者
- 連邦政府外国人問題受託者
- 連邦政府移住者問題受託者
- 連邦政府ベルリン移転・ボン調整受託者
- 連邦政府障害者関係受託者
- 連邦政府薬物問題受託者
- 連邦政府軍縮・軍備管理問題受託者
- 連邦情報局受託者
- 連邦法務省付連邦政府人権問題受託者
- 連邦外務省付連邦政府人権政策・人道的援助受託者
- 連邦外国人難民認定庁付連邦政府庇護案件受託者
- 連邦データ保護受託者
- 連邦非軍事役務受託者
- 連邦社会保険選択受託者
- 連邦旧ドイツ民主共和国国家公安局文書受託者
- 連邦行政効率受託者
- 連邦政府ドイツ航空・宇宙飛行調整官
- ドイツアメリカ間社会・文化・情報政策協働調整官
- ドイツフランス協働調整官

付録 4 (第39条第 2 項関係)

作成からの経過年数が30年未満の連邦省文書の第三者による利用

1. 作成からの経過年数が30年未満の連邦省文書であつて、連邦省又は連邦文書館の中間文書館における保管期間中のものの利用の例外は、次に掲げる場合とする。
 - a) 職務上の利用計画 (連邦省による、又はその指示に基づく公開)
 - b) 学術的計画で職務上の利害に関係するもの
2. 利用許可は、連邦省首脳の同意を必要とす

る。利用する予定の文書を所有する関係連邦省の同意は、あらかじめ得なければならない。ドイツ連邦議会又は連邦参議院の非公開文書に関する場合には、これらの同意も得なければならない。

3. 利用許可申請は、決定に先立って、文献専門家の見地からの意見を得るために連邦文書館に送付しなければならない。
4. 利用許可申請についての決定に当たっては、連邦文書館法及び連邦省による連邦文書館利用規則の原則を準用しなければならない。学問上の利害及び公平な取扱いのため、利用の結果は、検証可能なものとする。したがって、過去に利用許可され、利用された文書は、将来の利用者に対しても、適当な要件の下で利用可能とするものとする。
5. 承認に当たっては、公開に先立って関係連邦省に原稿を提出し、かつ、当該文書が事実上の実態に即して利用されなかった限りにおいて異議申立てを容認し、又は公式の反論を著作に掲載することを条件として付加することができる。著作において主張された見解に対する連邦省の一般的反論権は、これにより影響を受けない。
6. 機関は、正当な理由のない申請又は職務上の利害に当初から抵触する申請を、その受理の際に、他の機関の関与なしに却下することができる。
7. 詳細な問題の解明のために個別の記録又は文書の事前の利用が望まれる場合において、保護すべき利益に影響を及ぼさないときは、処分権を有する機関は、他の機関の関与なしに写しを提供することができる。
8. 秘密資料（秘密資料命令—VSA）の実質的・組織的保護に係る一般行政規則における秘密文書に格付けされた文書の利用許可のための連邦官庁に関する特別規定が参照すべきものとされる。

付録 5（第42条第 1 項関係）

表紙

表紙には、法律案の概要を次に掲げる構成に従って記載しなければならない。

- A. 問題及び目標
 - B. 解決法
 - C. 代替案
 - D. 連邦、州及び地方自治体別に、公会計への財政的影響
- 次に掲げる事項別に記載する。
1. 執行費用を除く財政支出
 2. 執行費用
- E. その他の費用（例：経済に関する費用、社会保障制度に関する費用、物価水準、特に消費者物価水準への影響）

表紙は、可能な限り 1 頁を超えないものとする。

付録 6（第42条第 2 項関係）

法文の構成

1. 見出し

見出しは、常に、法律の題名を含む。加えて、見出しの構成要素には、短縮名及び略字を置くことができる。題名は、法律の引用名でもある。ただし、当該法律が短縮名も有する場合には、当該短縮名を引用名とする。

2. 制定文

各法律には、制定文を置かなければならない。制定文には、法律を議決した機関、特別多数による議決を要する法律か否か及び連邦参議院の同意を要する法律か否かに関する情報を記載しなければならない。制定文は、見出し及び認証日の行の次に置く。

3. 個別規定

各法律は、個別規定に区分しなければならない。各個別規定は、条を示す記号及び数字を含む。条を示す記号は、通常、「§」とする。「Artikel」を条を示す記号とするのは、基本法第59条第2項第1文の規定に基づく条約法並びに施行法及び改正法の場合に限らなければならない。条を示す記号の次に記載される数字については、アラビア数字を使用しなければならない。

大部な法律については、複数の個別規定を題名の下にまとめた上位の区分単位（編、章、節、款）を置くことができる。当該個別規定も、条を示す記号及びこれに続く数字から構成されなければならない。上位の区分単位は、箇条書きで記載内容を示した形式の小見出しを備えなければならない。

各法律は、終末規定において、少なくとも施行日を規定した適用期間に関する規定を置くものとする。当該規定を欠く場合には、当該法律は、連邦法律公報が発行された日から14日が経過した日から施行する（基本法第82条第2項）。

付録7（第43条第1項第3号関係）

自主規制の可能性を確認するための審査用質問表

連邦省共通事務規則第43条第1項第3号の規定に基づく検討に当たっては、次に掲げる論点の質問表を補助的に用いる。

1. いかなる規制システムが問題に対して適当なのか。自己制約的取決め又は自己義務等による社会的自主規制で足りるのか。自主規制を可能にするためには、国の側でいかなる構造又は手続を準備すべきなのか。社会的自主規制を国全体で定める可能性が存在するのか。
2. 国以外の任務主体又は私人が任務を遂行す

る場合には、次に掲げる事項。

- 国以外の給付提供者が当該給付を公益に合致した形で提供することをいかに保障するのか（広域に渡る提供等）。
 - このためには、いかなる規制措置又は規制機関が必要となるのか。
 - 遂行が不十分な場合には、当該任務を国の機関に再移管することができることをいかに保障することができるのか。
3. 問題を私人との協力により解決することができるのか。そのような協力関係の法的な構成にはいかなる要求を行わなければならないか。そのような協力関係を組織的に可能にし、又は付随させるためには、いかなる実際的な構成が適当かつ必要か。
 4. 問題に対して目的・計画管理のみが適当であると認められる場合には、法治国家として望ましい法的規制について、最低限いかなる内容に配慮しなければならないか（例：権限、目標、手続等）。

付録8（第45条第1項、第74条第5項関係）

立法手続に当たっては、次に掲げる連邦省が関与しなければならない。

1. 基本法第59条第2項第1文の規定に基づく条約法の法律案の場合には、**連邦外務省**
2. 次に掲げる場合には、**連邦内務省**
 - a) 基本法との適合性についての法規範の審査その他基本法の適用に当たって疑義が生ずるとき又は憲法に関する専門的所見を委託することが予定される時
 - b) 企図された法規範を矛盾なく既存の法体系に組み込むことができるか否かについての審査の場合
 - c) 地方自治体の利害に関係する場合
 - d) データ保護上の利害に関係する場合

- e) 公務の利害に関係する場合
 - f) スポーツの利害に関係する場合
3. 次に掲げる場合には、**連邦法務省**
- a) 基本法との適合性についての法規範の審査その他基本法の適用に当たって疑義が生ずる場合又は憲法に関する専門的所見を委託することが予定される場合
 - b) 企図された法規範を矛盾なく既存の法体系に組み込むことができるか否かについての審査の場合
4. 次に掲げる場合には、**連邦財務省**
- a) 税その他の公課に関する規定の場合
 - b) 連邦、州又は地方自治体の収入又は支出に関係する場合
5. 経済・技術政策上の意義を有する利害に関係する場合には、**連邦経済技術省**
6. 食糧及び農業に対する影響を及ぼす可能性のある場合には、**連邦食糧農業森林省**
7. 次に掲げる場合には、**連邦労働社会秩序省**
- a) 労働市場、労働法、労働保護及び社会保障に対する影響を及ぼす可能性のある場合
 - b) 障害者の利害に関係する場合
8. 次に掲げる場合には、**連邦国防省**
- a) 国防上の利害に関係する場合
 - b) 実施に当たって国防を所管する連邦省に関係する場合
9. 次に掲げる場合には、**連邦家族高齢者女性青少年省**
- a) 男女平等政策上の意義を有する影響を及ぼす可能性があるか否かについての審査の場合
 - b) 家族・高齢者政策上の利害に関係する場合
 - c) 児童・青少年政策上の利害に関係する場合、特に企図された法規範が児童福祉に適合しているか否かについて審査が必要な場合
10. 健康上の利害に関係する場合には、**連邦保健省**
11. 次に掲げる場合には、**連邦交通建設住宅省**
- a) 交通に対する影響を及ぼす可能性のある場合
 - b) 都市建設計画又は建築基準に対する影響を及ぼす可能性のある公法上の規定の場合
12. 環境に対する影響を及ぼす可能性があるか否かについての審査の場合には、**連邦環境自然保護原子炉安全省**
13. 教育及び研究に対する影響を及ぼす可能性のある場合には、**連邦教育研究省**
14. 開発政策上の意義を有する利害に関係するか否かの審査の場合には、**連邦経済協力開発省**
15. 文化政策又はメディア政策上の利害に関係する場合には、**連邦政府文化・メディア案件受託者**

付録 9 (第74条第 1 項関係)

連邦省による補完性・比例性審査のための手続上の原則

欧州共同体の措置が補完性・比例性原則(欧州共同体条約第 5 条第 2 項及び第 3 項)に合致しているか否かの審査に当たっては、連邦省は、次のように行う。

1. 審査要領

連邦省は、補完性審査を、欧州共同体条約第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに欧州共同体条約に係る補完性及び比例性の原則の適用についてのアムステルダム議定書に関する審査要領に基づいて行う(付録10)。

一審査要領の使用に当たっては、補完性を、欧州共同体の活動の縮減若しくは停止又は既

存の権限の範囲における共同体の活動の拡大に至る可能性を有する動態的原則として理解すべきことを考慮しなければならない。

一審査要領に基づく補完性の審査は、欧州共同体の措置を市民に近く、透明に、かつ、理解しやすいものにするに資するものとする。

一審査要領で、連邦政府は、連邦憲法裁判所により強調された欧州共同体の措置に係る補完性原則に留意する自らの憲法上の義務を顧慮する。

2. 審査手続

連邦省は、補完性の審査に当たって次に掲げる手続を適用する。

- (1) 主務連邦省は、欧州共同体の措置が補完性原則に合致しているか否かを審査する責任を負う。
- (2) 補完性の審査は、欧州共同体の措置に関するその他の事項の審査の範囲で行う。
- (3) 主務連邦省は、欧州共同体の重要な新規措置の場合その他欧州共同体の措置の補完性原則に対する適合性に疑義のあるとき又は当該疑義が欧州政策上、欧州法上、憲法上及び財政上の横断的任務を有する所管連邦省としての連邦外務省、連邦経済技術省、連邦法務省、連邦内務省若しくは連邦財務省から表明されたときは、当該所管連邦省を、補完性の審査に可及的速やかに参入させなければならない。
- (4) (3)にいう重要でない欧州共同体の措置とは、特に次に掲げるものをいう。
 - 一既存の措置を内容上新しい方向づけを行うことなく、変更し、又は更新するもの
 - 一大枠の規制を行うもの
 - 一既存の規制の実施のみに資するもの
 - 一技術的向上に係る規制を調整し、又は

欧州委員会により制定されるもの

- (5) 連邦省共通事務規則に従うその他の専門的に関係する所管連邦省の関与は、これにより影響を受けない。
- (6) 調整の目標は、連邦政府による補完性原則の統一的な適用である。場合により、専門的及び政治的に望まれることと補完性の審査の結果との間に緊張関係が存在するおそれがある。そのような場合には、対立する観点を考慮に入れた問題に即した解決に努めなければならない。
- (7) 連邦省共通事務規則に基づく連邦省の補完性の審査及び調整が意見の一致をみない場合には、欧州事務次官会議に提起しなければならない。必要な場合には、各連邦大臣又は内閣（欧州問題委員会）に提起することができる。
- (8) 連邦省による補完性の審査は、原則として、欧州連合理事会の法的行為案に関するものである。欧州共同体のその他の措置（決定、行動計画）は、法的行為の実施のために行われ、及び／又は財政的に影響を及ぼす可能性がある限りにおいて、当該審査に含めることができる。
- (9) 連邦政府は、提案された措置が補完性原則に合致しないという見解に達した場合には、欧州共同体の会議においてこの立場を代表する。これに当たっては、連邦政府は、追求される目標が代替的措置により補完性原則に合致した仕方で欧州共同体の水準で達成することができないか否かについて考慮する。

3. 補完性一覧

連邦省の見解によれば補完性原則の遵守に関して疑義又は疑念が存在するとされる欧州共同体の措置案は、常に更新される一覧にまとめらる。

付録10 (第74条第1項関係)
連邦所管部局による補完性・比例性審査のための
審査要領 (1999年7月7日の文言)

法的行為(指令、規則、決定、勧告)及び助成・活動計画のための措置に関する欧州委員会の提案は、補完性及び比例性(欧州共同体条約第5条第2項及び第3項(旧第3b条))の観点から、欧州連合条約に係る補完性議定書に従って、次に掲げる審査上の問題を基に審査しなければならない。

I. 基本的問題

1. 検討中の措置に関して欧州共同体条約上の権限が存在するか。
2. 検討中の措置は欧州共同体条約の目標に合致しているか。
3. 検討中の措置に関する欧州共同体の権限は専属的なものであるか否か。
4. 欧州委員会は、当該案の提案に先立って広範な聴取を行い、適当な場合には諮問文書を公開したか。

II. 補完性

非専属的な欧州共同体の権限が存在する場合に限り、次に掲げる事項を審査しなければならない。

1. 検討中の措置の目標が加盟国の水準で——ドイツにおいては、連邦、州、市町村において——、十分に実現することができるか。
 - 当該措置の目標を達成するために、加盟国の水準でいかなる措置をすでに講じていたのか。
 - 関係領域は加盟国の措置では十分に規律することができない超国家的側面を示しているか。
 - 場合によっては起こり得る各加盟国の間

題は既存の計画による目標に合致した補助により除去することができるか。

—各加盟国間の協働活動により、検討中の措置の目標が十分に達成することができるか。

—加盟国が単独の措置をとること又は欧州共同体の措置をとらないことが、欧州共同体条約の要求(例えば、競争のひずみの是正、輸入制限の隠蔽の回避又は経済的及び社会的な連帯の強化の必要性)に抵触し、又はその他の仕方で加盟国の利益を著しく侵害する(例えば、欧州共同体条約第30条、第39条第3項、第46条及び第46条との関連での第55条のような留保条項の恒常的適用)か。

—欧州共同体の資産及び制度的均衡が加盟国の水準での措置により保障されるか。

2. 加盟国の措置では不十分である限りにおいて、次に掲げる事項を審査しなければならない。

—検討中の措置の目標は当該措置の範囲又は作用により欧州共同体の水準でよりよく実現することができるか。

—欧州共同体の水準での措置は当該措置の範囲又は作用により加盟国の水準での措置に比較して明白な利点を必然的に伴うか。

—欧州共同体委員会は、欧州共同体の水準でよりよく共同体の目標を達成することができる旨の査定を、いかなる質的又は量的基準に基づいて行っているか。

III. 比例性

欧州共同体の排他的権利及び非排他的権利の場合には、次の事項を審査しなければならない。

1. 検討中の措置は欧州共同体条約の目標の達成に必要な措置の範囲に保たれるか。
 - a) 当該措置が条約の目標に関して適切、

必要かつ適当なものであるか（最小限の介入）。

- b) 検討中の措置は**法的行為**を必要としているか、又はその目標は**代替策**により実現可能なものであるか（例えば、労使双方の自由意思に基づく協定、措置）。
 - c) 検討中の措置に関して、当該措置の適性を考慮し、加盟国への制約が最低限となる**法形式**が定められているか（法的調整の場合には、通常、指令）。
 - d) 検討中の措置の**規制の範囲及び規制の密度**は国家の決定に十分な余地を残しているか。
 - e) 検討中の措置は加盟国の**特別な事情**（例えば、当該国の継続している規制及びその法体系の構造及び機能の仕方）に留意しているか。
 - f) 欧州共同体、加盟国、経済及び市民に対する**財政負担及び行政経費**は可能な限り低いものであり、かつ、追求される目標に対して適当な比率にあるか。
2. 検討中の措置の**適用期間**を制限すべきか。

IV. 欧州共同体の財政からの資金調達

欧州共同体が資金調達の一部又は全部を引き受ける特別な正当化理由が存在するか。

V. 実施

- 1. **法律の実施**を加盟国の代わりに欧州委員会に委任すること（コミットロジー手続）が必要となるか。
- 2. 例外的に規定されている場合（例えば、助成・行動計画の場合）に、**行政の実施**を加盟国の代わりに欧州委員会に委任することが必要となるか。

VI. 提案理由

- 1. 委員会はその提案の専門的有用性を**提案理由**において補完性原則の側面の下で十分に立証する形で説明したか。委員会は場合により提案理由において欧州共同体の財政からの資金調達の理由を説明しているか。
- 2. **検討の理由**は十分に立証されているか。

付録11（第74条第2項及び第3項関係）

1993年3月12日の欧州連合の案件における連邦政府とドイツ連邦議会の協働に関する法律（EUZBBG）（連邦法律公報第1部311頁）第3条以降の規定に従うドイツ連邦議会に対する報告

目標は、ドイツ連邦議会に対して、包括的かつ可及的速やかに、ドイツ連邦共和国にとって利害関係を有する可能性のある欧州連合の範囲でのすべての計画について報告することにある。

I. ドイツ連邦議会に対する報告

- 1. ドイツ連邦議会に対する欧州連合の計画の**正式な送付**

欧州連合理事会事務局により提出された欧州連合理事会規則案及び同指令案並びに同決定案その他同決議案については、連邦財務省は、直ちに、ドイツ連邦議会に2部送付する。これは、欧州共同体設立条約第190条及び第269条並びに欧州連合条約第34条第2項及び第42条の規定に基づく欧州連合理事会決議案についても、適用する。主務連邦省及び連邦首相府は、送付文書の写しを受領する。

送付文書は、次に掲げるものを含む。
— 当該計画の予定表題に加えて、欧州連合理事会事務局に宛てられた送付文書の重要な記載事項（特に目標設定及び計画の本質的内容）

- ドイツ語での同理事会文書の刊行日
 - 可能な限り、当該案の根拠となる法的根拠に関する指示
 - 欧州連合の計画の取扱いの範囲で適用されるべき手続（欧州議会、経済・社会委員会及び地域委員会への関与）——これに関する同理事会文書に含まれる記載事項に応じて
 - 特に同理事会文書に含まれる予測を再録することにより、同理事会の議決の予定時期に関する可能な限り具体的な指示
 - 欧州連合の計画に関する一又は複数の主務連邦省の名称
- 複数の欧州連合の計画が同一の専門領域に関係する場合に限り、これを一送付文書にまとめる。

2. 一般的送付

連邦財務省は、すべての提出された欧州理事会文書（これには、I 1に従って公式にドイツ連邦議会に対して送付しなければならない文書が含まれる。）を、ドイツ連邦議会及び主務連邦省に対して、同時に各1部送付する。

3. 追加報告

I 1及びI 2に該当しない法的行為その他基本的意義を有し、又はドイツ連邦共和国の利害に著しく影響を及ぼす欧州委員会の決議に関して、主務連邦省は、欧州連合案件委員会（欧州連合委員会）及び主務委員会に対して通知する。

II. ドイツ連邦議会における欧州連合の計画の取扱いに当たっての連邦省の任務

連邦省は、計画の評価、連邦政府の意思形成、審議経過、欧州議会及び欧州委員会の意見表明、他の加盟国の意見表明並びに関係する決定について、ドイツ連邦議会に対して遅滞なく、場合により適切な文書の送付により報告す

る。計画の評価は、執行に必要と認められるドイツ連邦共和国における予見される影響を考慮した上で、社会保障制度を含む公会計の収入及び支出（総額）に対する予見される影響の説明を含まなければならない。

連邦外務省は、ドイツ連邦議会に対して適切な仕方で共同の外交・安全保障政策における進展について、特に重要な側面及び根本的な方針決定について、報告する。

1. I 1に基づき送付される欧州連合の計画の場合には、主務連邦省は、欧州連合委員会及び主務委員会に対して、連邦の立法が当該計画に抵触するか否かについて報告する。これに加えて、主務連邦省は、I 1に基づき送付された欧州連合の計画及び予定日程の重要な変更について、並びに最終的な審議状態及び委員会審査の基礎とすべき欧州連合文書の追加について、情報を提供する。主務連邦省は、委員会の会議の場合には、関係する議題に出席するものとする。
2. ドイツ連邦議会がその意見表明が欧州連合理事会の議決に当たって考慮されたか否か及びその程度についての報告を依頼する場合には、主務連邦省は、当該情報を提供する。

これに当たっては、欧州連合理事会の決議について、ドイツ連邦議会により最初に審議された提案とどの程度一致するのか、特に場合によってはあり得るドイツ連邦議会の意見表明がどの程度考慮されたかが説明され、解説されるものとする。

（こが つよし・政治議会課）